［別　紙］

Ⅰ　運賃及び料金

1　距離制運賃

（1）距離制

ア　特定大型車

初乗運賃	１．２３７キロメートルまで	円
加算運賃	メートルまでを増すごとに	１００円

イ　大型車

初乗運賃	１．２３７キロメートルまで	円
加算運賃	メートルまでを増すごとに	１００円

ウ　普通車

初乗運賃	１．２３７キロメートルまで	円
加算運賃	メートルまでを増すごとに	１００円

（2）時間距離併用制

ア　特定大型車　時速１０キロメートル以下の走行時間について　分　秒までごとに　１００円

イ　大型車　時速１０キロメートル以下の走行時間について　分　秒までごとに　１００円

ウ　普通車　時速１０キロメートル以下の走行時間について　分　秒までごとに　１００円

（3）深夜・早朝割増　２２時から５時まで　2割増

2　時間制運賃

ア　特定大型車

初乗運賃	３０分まで	円
加算運賃	３０分までごとに	円

イ　大型車

初乗運賃	３０分まで	円
加算運賃	３０分までごとに	円

ウ　普通車

初乗運賃	３０分まで	円
加算運賃	３０分までごとに	円

3　料　　金

（1）迎車回送料金

回送距離について、１．２３７キロメートルを限度として実車扱いとし、初乗運賃額を限度とする。

Ⅱ　運賃及び料金の割引

1　障害者割引　1割引

Ⅲ　適　用　方

1　車種区分

車種区分は次による。

ただし、特種なバンパー（衝撃吸収バンパー等）を装着した自動車にあっては、標準バンパーを装着した場合における車両の長さによる。

ア　特定大型車　道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員７名以上のもの。

ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）を除く。

イ　大型車　道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員６名以下のもの、又は身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員７名以上のもの。

ウ　普通車　道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員６名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員６名以下のもの、又は同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員６名以下のもの、又は同条に定める軽自動車のうち乗用自動車、及びリフト又はスロープにより車椅子で乗降でき、かつ、運行時に車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車、又は同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員６名以下のもの。

2　距離制運賃

（1）運賃及び料金の算出は、運賃メーター器による。

（2）運賃メーター器は、次の機能を有するものでなければならない。

ア　迎車回送料金積算機能

（ア）迎車回送距離が１．２３７キロメートルを超える場合は、１．２３７キロメートルを超えたときから加算運賃の積算が停止する機能を有するもの。

（イ）迎車回送距離が１．２３７キロメートル以内であるときは、実車走行となっても１．２３７キロメートルに至るまで引き続き初乗運賃額を表示し、１．２３７キロメートルを超えたときから加算運賃が積算される機能を有するもの。

イ　高速道路走行専用距離積算機能

高速自動車国道又は自動車専用道路の区間を走行する場合に、時間距離併用制メーターの積算が停止し、距離制メーター（時間停止）のみが積算される機能を有するもの。

（3）距離制運賃は、実車キロにより計算する。

（4）時間距離併用制運賃は、走行時速１０キロメートル以下となった場合及び旅客の都合により車両を待機させる場合に適用する。

ただし、次の区間は適用しない。

ア　迎車回送区間

イ　高速自動車国道又は自動車専用専用道路の区間（旅客の都合により車両を待機させる場合を除く。）

（5）割増は、距離短縮方式とする。

3　時間制運賃

（1）時間制運賃は、営業所（無線基地局を含む）において時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用する。

（2）時間制運賃は、旅客の指定した場所に到着したときから、旅客の運送を終了するまでの時間により算出する。

（3）時間制運賃には、運賃の割増、割引及び料金のうち、障害者割引のみ適用する。

4　運賃及び料金の割引

（1）障害者割引は、次による。

ア　割引の対象者は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）とし、当該手帳の提示があったときに適用する。

イ　割引対象運賃及び料金は、障害者自身が乗車した区間（迎車回送区間を含む）の運賃及び料金とする。

ウ　運賃及び料金の額は、距離制は運賃メーター器表示額又時間制は上記3（2）により算出した運賃額に０．９を乗じ、１０円未満の端数を切り捨てた額とする。

Ⅳ　適用する営業区域

東毛交通圏及び中・西毛交通圏のうち、現に認可を受けている営業区域